令和8年11月20日

保護者の皆様

豊岡北中学校生徒指導部

# SNS 利用に関する指導について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、日頃より学校では SNS トラブルの未然防止に取り組み、外部講師による講演会や生徒会執行部による注意喚起を行う等、スマートフォン・タブレットの正しい利用方法を指導しております。名古屋市では以下のような事案が発生しており、学校としても子どもたちに他人事ではなく、身近な問題だと受け止めてほしく、終学活で指導を行いました。ご家庭でも今一度 SNS 利用に関するルールを話し合っていただきたく存じます。現在スマートフォンをお持ちでないお子様も将来に向けて考えるきっかけにしていただきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

**【記事の内容】**

**小学6年の時のネット投稿で40万円の賠償命令**

- 現在中学1年の女子生徒が小学6年生の時に、同級生が公開を望まない個人情報（同級生の名前・通っている小学校名等、私生活上のプライバシー）を3回にわたって、韓流芸能人ファンのネット掲示板に投稿した。
  ※注目すべき点は、悪口や誹謗中傷を書き込んだことではありません。
- プライバシー権の侵害であるとし、損害賠償を求めた裁判が名古屋地裁であった。
- 学校支給のタブレット端末で投稿したが、裁判官は「学校で個人情報の取り扱いについて指導がないとは考えられない。」と当時 11 歳の子どもでも責任能力はあったとして悪質性を認め、同級生に慰謝料など 40 万円の支払いを命じた。
- 女子生徒の両親は「家庭内での情報教育がきちんとされるきっかけになれば」とコメントした。

（補足）

刑事裁判で刑罰を科される刑事上の責任年齢は、刑法で 14 歳以上と定められていますが、損害賠償を扱う民事上の責任能力には明確な年齢の線引きがありません。自分の行為によって他人に損害を与え、法的な責任が生じることを理解できるかどうかが重要です。

裁判所が事案ごとに個別に判断しており、裁判例では概ね 12 歳前後が目安となっています。